

事 務 連 絡

令和2年2月28日

環境保健センター 御中

保健福祉部健康推進課

新型コロナウイルス感染症における患者クラスター（集団）対応について（依頼）

このことについて、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部から別添のとおり事務連絡がありましたので、御了知をお願いします。

保健福祉部健康推進課

担当：村上

TEL:086-226-7331

FAX:086-225-7283

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部

新型コロナウイルス感染症における患者クラスター（集団）対策について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に関する積極的疫学調査については、「新型コロナウイルスに関する検査対応について（協力依頼）」（令和2年1月23日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省結核感染症課事務連絡）において、「新型コロナウイルス（Novel Coronavirus:nCoV）に対する積極的疫学調査実施要領」を踏まえ、実施いただく旨通知したところです。

現状、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態です。今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」において、「感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。」と記載されたことを踏まえ、国内での患者クラスター（集団）対策をさらに強化していく方針といたしました。厚生労働省の新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部（以下「厚生労働省対策本部」という。）内に関係機関の協力の下、新たに専門家を配置したクラスター対策班を設置し、国として最大限の支援を行うための体制について、下記の通りまとめましたので、御了知の上、関係各所への周知の程お願いいたします。

なお、本取組に係る国から派遣する人員に係る人件費、旅費につきましては、厚生労働省において負担し、各自治体における追加負担を求めるものではないことを申し添えます。

記

1. クラスター対策班に相談する際の目安

【対象】積極的疫学調査等により、新型コロナウイルス感染症患者の集団発生が見込まれる場合

※1 集団発生とは、当面の間接触歴等が明らかとなる5人程度の発生を目安と

する

※2 相談時点においては、全員の診断が確定されている必要はない

【方法】以下の連絡先まで相談。

厚生労働省対策本部クラスター対策班

電話 03-5253-1111 内線 8010

または070-1002-5829

電話については、9時30分～20時00分 土日祝日を含む全日に対応

Mail: cluster@mhlw.go.jp

2. 支援の内容

以下のメニューについて、実地への専門家の派遣、本部での電話やメールでの支援等を実施する。対応内容については、事例毎の感染伝播に関するリスク評価に基づく。

電話やメールでの支援内容（例）

- ・感染拡大の可能性についてのリスク評価の支援
- ・広域発生が懸念される際の自治体間の調整
- ・積極的疫学調査の体制についての支援
- ・地域における対象クラスターへの対応に関する関係機関への調整の支援
- ・感染拡大防止対策の提案

現地での活動内容（例）

- ・感染源、感染経路、リスク因子の検討についての支援
- ・地域における対象クラスターへの対応に関する関係機関への調整の支援
- ・データ集計、データ分析の支援
- ・感染拡大防止対策の提案

3. その他

新型コロナウイルス感染症の自治体としての対応支援に関する窓口は、当面クラスター対策班に一元化する。なお、上記の目安に関わらず、地方公共団体等が行う実地疫学調査に対する相談等は、従前どおり国立感染症研究所感染症疫学センター・FETP（実地疫学専門家養成コース）でも受付ける。

また、厚生労働省に報告される新型コロナウイルス感染症の発生状況をふまえ、集団発生が疑われる事例については、クラスター対策班から当該都道府県等に連絡・相談をさせていただく可能性があるためご承知おきいただきたい。

<別添>

○厚生労働省対策本部クラスター対策班概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000599837.pdf>

<参考>

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000599837.pdf>

「新型コロナウイルスに関する検査対応について（協力依頼）」（令和2年1月23日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省結核感染症課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>

令和2年2月25日

【照会先】

健康局 結核感染症課

課長補佐 上戸 賢（内線 8045）

（代表電話）03(5253)1111

報道関係者 各位

新型コロナウイルス クラスタ対策班の設置について

新型コロナウイルス感染症について、今後、感染の流行を早期に終息させるためには、患者クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であることが、本日策定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」においても示されたところです。

このため、本日、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家の方々に構成される「クラスター対策班」を、別添のとおり立ち上げました。

新型コロナウイルス感染症 クラスター対策による感染拡大防止

新型コロナウイルスの特徴

多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない

その一方で、一部に特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例が存在し、一部の地域で小規模な患者クラスター（集団）が発生



対策の重点 = クラスター対策

クラスター（集団）発生の端緒を捉え、早期に対策を講ずることで、今後の感染拡大を遅らせる効果大

①患者クラスター発生の発見

医師の届出等から集団発生を早期に把握



②感染源・感染経路の探索

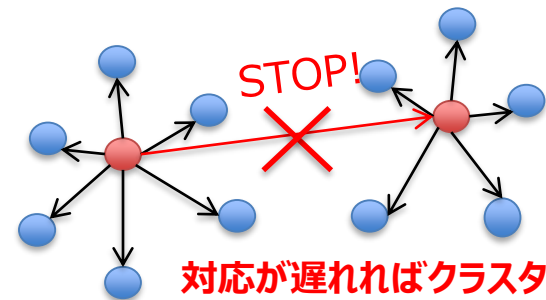
積極的疫学調査を実施し感染源等を同定



③感染拡大防止対策の実施

濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等
関係する施設の休業やイベントの自粛等の要請等

いかに早く、①クラスター発生を発見し、
③具体の対策に結びつけられるかが
感染拡大を抑え事態を収束させられるか、
大規模な感染拡大につながってしまうかの
分かれ目



対応が遅ればクラスターの連鎖
(リンク)を生み、大規模な感染
拡大につながる

新型コロナウイルス感染症 クラスター対策による感染拡大防止

クラスター対策の課題

地方

連携

国

今後、小規模なクラスターが散発的に発生してくる中で、発生自治体のみでの対応には限界

対象自治体がクラスター発生時に短期集中的な対応を躊躇なく進められるよう、政府として省庁横断的な支援施策をとりまとめ、最大限支援

①専門的知見の拡充

集団発生有無の判断、疫学調査に基づく感染源の同定等には専門的知見が不可欠

②対応人員の拡充

積極的疫学調査等を短期集中的に実施するために多くの人員を投入することが必要

③地域経済へのダメージ

感染防止対策を講じることによる地域経済へのダメージを最小限にすることが必要

《厚生労働省》

クラスター対策班
(2/25設置)

- 感染研、東北大、北海道大学等の研究者
- ・地域に出向いて状況を把握
- ・地域でのクラスター特定と協力要請の実施協力
- ・データ集計
- ・データ分析、対応検討・評価

《関係省庁》

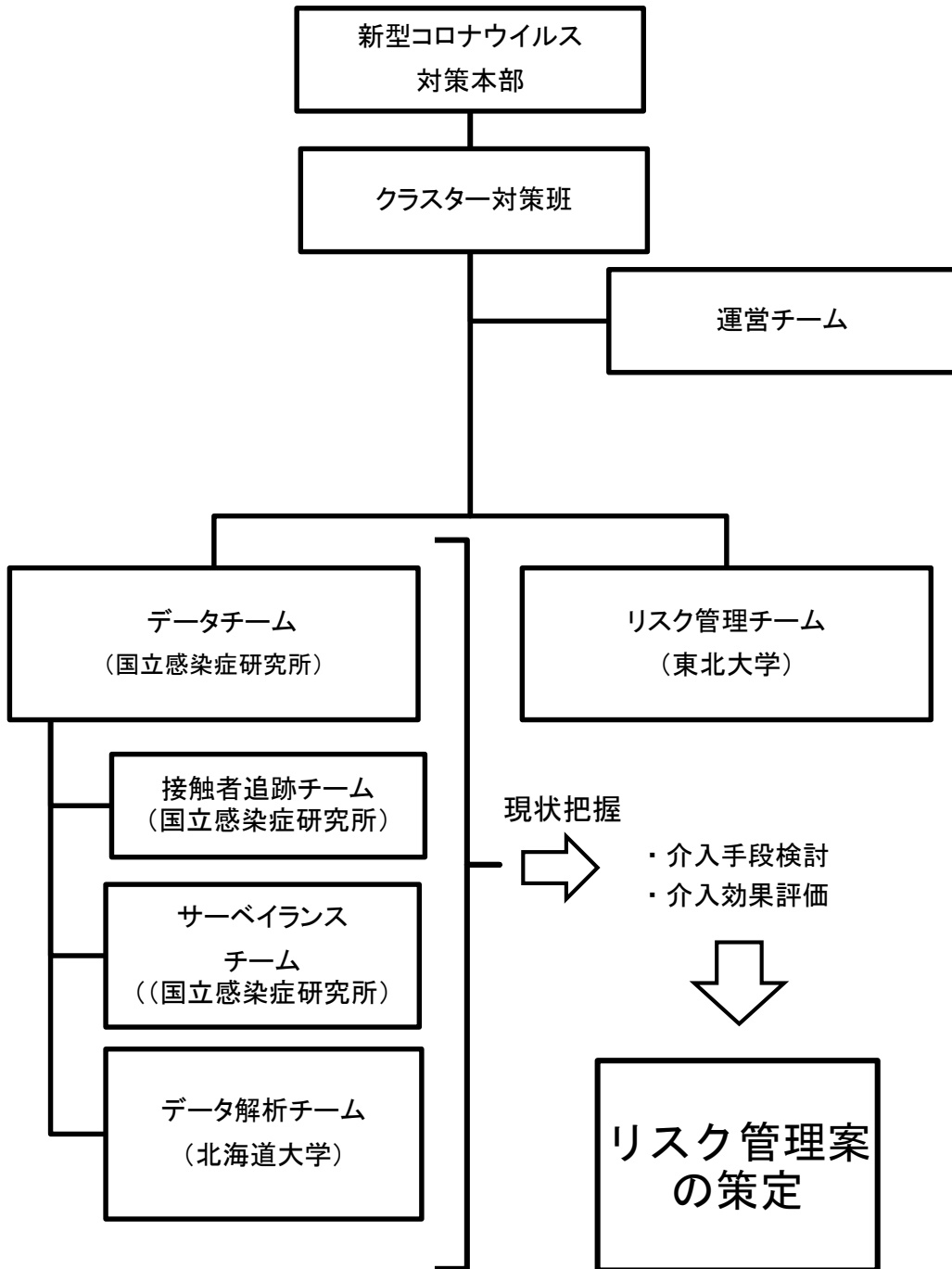
支援策(例)

- ・研究者等の協力
 - ・国職員の現地派遣
 - ・対象となる事業者等への支援策の検討
 - ・テレワーク等の推進
- など

今後の進め方

既にクラスターが発生している都道府県と連携し、速やかに対応に着手
課題の洗い出しを行いつつ、成果につなげ、さらに全国展開

クラスター対策班



○厚生労働省内に専用の部屋を設けて、対策を検討・実施。

○協力機関：国立感染症研究所、国立保健医療科学院、
国立国際医療研究センター、北海道大学、東北大学、
新潟大学、国際医療福祉大学等（総勢約30名）